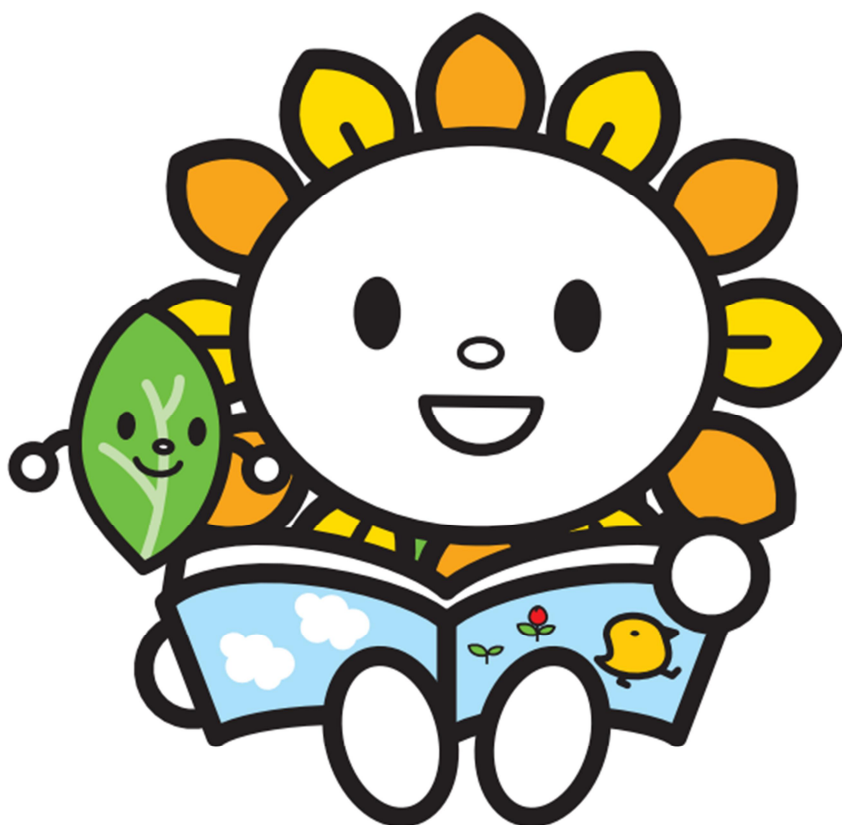


令和9年度 尾張旭市 保育所・小規模保育事業所の 利用のご案内



利用調整基準を改訂しました。
令和8年度小規模保育事業所2園閉園に伴い、
令和9年4月開所予定にて小規模保育事業所の公募実施中です。

申込書等のダウンロードは
こちらから



お問い合わせ先

尾張旭市役所こども子育て部保育課

郵便番号 : 〒488-8666

住 所 : 尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話 : 0561-76-8147

目次

1	保育所・小規模保育事業所とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	利用申込み（認定申請）ができる方・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	一斉申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	随時申込み（一斉申込み締切後）・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	面接・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	サポート保育・医療的ケアについて・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	ならし保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	令和9年度利用申込みに必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	保育料を決定するための書類・・・・・・・・・・・・・・・・	6
10	保育の必要性及び必要量・・・・・・・・・・・・・・・・	6
11	利用調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
12	保育料及び給食費・・・・・・・・・・・・・・・・	7
13	延長保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
14	休日保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
15	入所後の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	9
16	退所について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
17	よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・	11
18	尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準	13
19	令和9年度3号認定子どもに係る保育料表（参考）	14
20	施設位置図・保育所等一覧（認可施設のみ）	15
21	利用申込みに関する注意事項	18

— クラス年齢早見表 —

令和9年4月1日現在

クラス	生年月日	最長保育実施希望期間 (卒園年月日)
5歳児 (年長)	令和 3年(2021)4月2日～令和 4年(2022)4月1日	令和10年3月31日
4歳児 (年中)	令和 4年(2022)4月2日～令和 5年(2023)4月1日	令和11年3月31日
3歳児 (年少)	令和 5年(2023)4月2日～令和 6年(2024)4月1日	令和12年3月31日
2歳児	令和 6年(2024)4月2日～令和 7年(2025)4月1日	令和13年3月31日
1歳児	令和 7年(2025)4月2日～令和 8年(2026)4月1日	令和14年3月31日
0歳児	令和 8年(2026)4月2日～	令和15年3月31日

1 保育所・小規模保育事業所とは

家庭の事情により、家庭で十分な保育ができない場合、家族に代わって児童をお預かりする施設です。

2 利用申込み（認定申請）ができる方

- (1) 尾張旭市にお住まいの方又は転入予定の方（転入した日の翌日以降の入所となります）
- (2) P1「クラス年齢早見表」に該当する方
- (3) 児童の保護者全員が下記保育の必要な事由のいずれかに該当する方

保育の必要な事由		具体的な保護者の状況
就労		仕事をしている（月64時間以上を常態としていること）
妊娠・出産		出産予定日の2か月前の初日から出産日の2か月後の末日まで（※）
保護者の疾病・障がい		病気または心身に障がいがある
介護・看護		長期にわたる病気又は心身に障がいがある同居の親族を介護している
災害復旧		自宅及びその近隣地内の災害復旧にあたっていること
求職活動		就労する意思があり、求職活動に専念していること
就学		職業能力開発施設において職業訓練を受けている、又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること（1日につき4時間以上かつ1月につき16日以上）
その他	別居の親族介護	別居の親族を介護することを常態としていること
	育児休業中で満3歳以上	下の子の育児休業中で上の子について家庭で保育をしている場合、上の子が4月1日において満3歳以上であること

※ 多胎児の場合は出産予定日の3か月前の初日から出産日の2か月後の末日まで

3 一斉申込み

(1) 一斉申込み期間

令和9年4月1日から30日までの間に保育の利用開始を希望する場合、又は令和9年度中に育児休業が明ける方で3歳未満児の保育利用開始希望の場合に、下記の期間に申込みできます。

受付場所	受付期間	受付時間
保育課窓口	令和8年9月24日（木）から 令和8年10月23日（金）まで （ただし、土・日・祝日を除く）	午前9時から午後4時まで ※ 9月は午後5時まで （ただし、10月16日（金）、20日（火）、23日（金）は 午後7時まで）
郵送	令和8年9月24日（木）から 令和8年10月23日（金）まで 【必着】	〒488-8666（住所不要） 尾張旭市役所保育課 宛

※ 申込みは先着順ではありません。

※ P5に記載の必要書類を一式そろえたうえで、上記の受付期間中に提出してください。

※ 入所申込書の裏面に父・母のマイナンバーをご記入いただいたうえで表面に署名してください。

<市役所保育課での受付について>

一斉申込み期間は、窓口が大変込み合います。郵送での申込みにご協力ください。

また、窓口での相談は1件につき15分以内とさせていただきます。

<書類の不備について>

書類に不備があった場合は、受け付けできません。

不備があった場合は、書類の再提出をお願いしますので、下記期限までに必要書類を提出してください。期限を過ぎてから提出された場合は次回の利用調整となります。

不備書類提出期限 令和8年10月30日（金）まで【郵送の場合は必着】

(2) 入所までの流れ

9月下旬～
・一斉申込み

11月
・集団面接（※1）

～12月
・入園調整

1月中旬
・決定通知

3月
・内定児童の面接（※2）
・入園説明会（※3）

※1 下記「5 面接」参照

※2 11月に面接をしていない児童のうち、4月～6月に入所予定の児童が対象です。

※3 7月以降に入所予定の児童は、利用開始月の約1か月前に、面接と同時に入園説明を行います。

4 随時申込み（一斉申込み締切後） ※郵送での申込みはできません。

申込みを受け付けた翌月から利用調整を行います。保育所に空きがある場合のみ保育課より連絡します。

(1) 年度途中から保育の利用開始を希望する場合

受付場所	受付期間	受付時間
市役所 保育課	利用開始希望日の5か月前の初日から随時受け付けます。（ただし、土・日・祝日を除く）	午前9時から 午後4時まで

(2) 令和9年度中に育児休業が明ける方で3歳未満児の保育の利用開始を希望する場合

受付場所	受付期間	受付時間
市役所 保育課	一斉申込み締切後、随時受け付けます。 （ただし、土・日・祝日を除く）	午前9時から 午後4時まで

※ 育児休業の延長申請手続き等で入所保留通知書が必要な方は、保育課までご連絡ください。ただし、入所が内定している方へは発行できません。

5 面接

(1) 一斉申込み

申込受付後、面接の日程を通知します。ご都合が合わなければ保育課までご連絡ください。

▽ 対象児童

下記に該当する方は11月に面接を行います。下記に該当しない方は、入所内定後に面接を行います。
ただし、令和9年7月以降に入所が内定した方は、利用開始月の約1か月前に行います。

年齢区分	面接対象
3歳以上児	・申込児童全員
2歳児	・利用調整基準指数の合計（※）が16以上 ・令和9年6月までの入所希望
0、1歳児	・利用調整基準指数の合計（※）が16以上 ・令和8年7月以前に出生 ・令和9年6月までの入所希望

全てに該当する児童

全てに該当する児童

※ P13「18 尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」参照

※ この面接は入所を確約するものではありません。



▽ 日時

令和8年11月11日（水）～25日（水）

①午前9時30分～ ②午前10時30分～ ③午後1時30分～ ④午後2時30分～

▽ 面接会場

第1希望施設により、下記のとおり面接会場が決まります（兄弟姉妹同時申込の場合は同一会場で実施）。ただし、実施定員を超える場合は第2希望以下の施設により面接会場を決める場合があります。

面接会場	第1希望施設
東部保育園	東部保育園、西山保育園、スクルドエンジェル保育園三郷園
中部保育園	中部保育園、本地ヶ原保育園、稲葉保育園、memorytree 旭保育園
西部保育園	西部保育園、はんのき保育園、旭前わかば保育園、あさひちいさないえほいくえん
藤池保育園	藤池保育園、柏井保育園、てとろ花さく保育園、保育所てんとう虫、リトルフレンズほいくえんみなみはらやま
茅ヶ池保育園	茅ヶ池保育園、あたご保育園、あさひおっきい保育園、トレジャーキッズあさひまえ保育園
川南保育園	川南保育園、レイモンド庄中保育園

(2) 随時申込み

入所内定した施設で実施します。利用開始月の約1か月前になりましたら、面接日程等を保育課より連絡します。

面接会場	面接実施日
利用施設	利用開始日の約1か月前に実施します。

6 サポート保育・医療的ケアについて

障がいのある児童などを対象に、サポート保育や医療的ケアを実施しています（原則3・4・5歳児クラス）。希望される方は、お早めに保育課までご相談ください。ただし、入園までに準備を要するため入所時期のご希望に添えない場合があります。

7 ならし保育について

新たに保育所等に入所する児童は、短い保育時間から始め、徐々に保育所等での新しい生活に慣れていただくための「ならし保育」を実施しています（土曜日は除く）。

就労、就学予定及び育児・産後休業明けにより入所する児童は、就労開始日のおおむね1週間前（最長2週間前）からならし保育を利用することができます。また、出産要件・求職活動により入所する児童は、入所後おおむね1週間（最長2週間）のならし保育を利用することができます。ただし、4月1日入所の場合は年度をまたいでしまうため、ならし保育の利用はできません。

また、年度当初の希望保育期間（4月1日から入園式までの間）やお盆の夏季家庭保育期間などは希望保育期間のため、当該期間以外でならし保育の利用をお願いします。ただし、私立保育所・小規模保育事業所については、4月1日からならし保育を利用できる場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

※ 希望保育期間のお預かりは、就労・就学の方を対象としています。育児休業中の方、ならし保育中の方の利用はできません。

※ ならし保育を希望される場合は、入所申込書の利用を希望する期間にならし保育開始日を記入してください。

※ 育児休業明けで入所する場合は必ず、ならし保育開始日から2週間以内に復帰してください。

※ ならし保育開始日が入所日となるので、ならし保育期間も保育料が発生します。

※ 育児休業復帰日・就労開始日を変更する場合は、ならし保育開始日も変更となる場合があります。申込み後に育児休業復帰日・就労開始日を変更する場合、必ず市役所保育課までご連絡ください。

8 令和9年度利用申込みに必要なもの

提出及び添付が必要な書類				
◎全員	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所申込書（入所希望児童1名につき1枚必要） ※ マイナンバーを記載してください。申込時に確認のため、マイナンバーカードや個人番号記載の住民票など、確認できるものをご持参ください。			
◎保護者（父母等） それぞれの該当する要件の書類を提出	就労	外勤	☐ 就労証明書 ※育児休業明け（注1）での入所の場合、必ず復帰日の記載が必要となります	
		自営業	経営者	☐ 就労証明書 ☐ 直近の確定申告書（第一表・第二表）・青色申告承認申請書のどちらか1つの写し 確定申告をしていない方：開業届の写し（開業初年度のみ）・直近3か月の活動が確認できる書類 ※株式、有限、合資等により法人として登録して事業を営んでいる方は必要ありません
			補助者	☐ 就労証明書 ☐ 事業主の直近の確定申告書（第二表）・青色申告決算書・青色事業専従者給与に関する届出書のうちいずれか1つの写し
		内職	☐ 就労証明書 ☐ 賃金支払明細書の写し（直近3か月分）※賃金支払明細書がない場合は納品書の写し	
	妊娠・出産		☐ 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かる部分）	
	保護者の疾病・障がい		☐ 診断書原本（保育が困難である旨が記載してあるもの） ☐ その他状況が分かる手帳の写し（身体障害者手帳など）	
	介護・看護		☐ 診断書原本（介護対象者） ☐ 介護状況申告書 ☐ 介護スケジュール表 ☐ その他状況が分かる手帳の写し（介護対象者）	
	災害復旧		☐ 罹災証明書の写し	
	求職活動		☐ 求職活動申立書 ☐ ハローワーク登録カードの写し ※入所後、3か月以内に就労証明書が必要となります	
	就学		☐ 在学証明書又は学生証の写し ☐ 時間割（カリキュラム）	
その他	別居の親族の介護	☐ 診断書原本（介護対象者） ☐ その状況が分かる手帳の写し（介護対象者） ☐ 介護対象者との関係が分かる戸籍謄本 ☐ 介護状況申告書 ☐ 介護スケジュール表 ☐ 介護対象者の同居家族の就労証明書等		
	育児休業中	☐ 就労証明書		
○該当者のみ提出	就労予定の方		☐ 申告書 ※入所後に就労時間を増やす予定の場合も含む（注3） ※必ず就労証明書と併せてご提出ください	
	入所希望児童が未出生の方		☐ 母子手帳の写し（表紙と出産予定日がわかる部分）	
	ひとり親世帯の方 （注2）	離婚した方 未婚の方	☐ 戸籍謄本（保護者と児童の名前が記載されているもの）、児童扶養手当証書、母子・父子家庭医療費受給者証（受給者が保護者のもの）のうちいずれか1つの写し	
		離婚調停中の方 離婚裁判中の方	☐ 離婚調停・裁判関係書類（事件係属証明書、裁判所からの呼出状等）の写し	
		転入予定の方	☐ 転入先及び転入予定時期が分かる書類（不動産売買契約書、賃貸借契約書、建築契約書等の写し）※契約書等がない場合は申告書 ☐ 令和9年1月以降に尾張旭市へ転入予定の方は、P6「9 保育料を決定するための書類」参照	
	満65歳未満（入所日時点）の祖父母と同居している方		☐ 同居する満65歳未満の祖父母の就労証明書など保育ができない状況を確認できる書類	
	認可外保育施設を利用している方		☐ 認可外保育施設等在園証明書（入所希望児童分）	
	入所希望児童又は同居親族が障害者手帳の交付を受けている世帯		☐ 手帳の写し ※保育料または副食費の減免を受けられる場合があります（P8参照）	

注1：入所後に復職証明書の提出を依頼します。勤務先に復職せずに転職・退職をした場合は、入所後であっても入所承諾を取り消します。復帰後3か月以内に転職・退職をした場合も同様です。

注2：離婚後も同居している場合や事実婚関係がある場合は、ひとり親世帯として認定されません。

注3：入所後に実績調査があります。

<注意事項>

- ▽ 利用申込み後、保育の必要な事由や就労状況等が変更となり、当初利用調整時の「尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準指数」より下がる場合など、申込書、就労証明書等の書類の内容と入所時の事実が異なる場合には、**入所承諾を取り消します。**
- ▽ 育児休業明けで利用申込みした方が元の勤務先に復職せずに転職・退職をした場合（指数の変更がない場合も含む。）や、就労予定で利用申込みした方が予定の勤務先・就労時間で勤務しなかった場合は、**入所承諾を取り消します。**入所後（復帰後）3か月以内に転職・退職をした場合も同様です。
- ▽ 就労状況について職場に確認させていただく場合があります。自営業で入所した場合は自営業の活動実績について出納帳などの帳簿等で、就労予定で入所した場合は就労の実績について事業者より賃金の支払いを受けている事実で確認します。
その際、利用申込み時の証明書類等の内容と事実が異なる場合には、**入所承諾を取り消します。**
- ▽ 利用申込みの際、提出書類に不足や不備がある場合、受付をお断りさせていただく場合があります。
- ▽ 求職活動の事由で入所した場合、入所後3か月以内に就労証明書等を提出できないと退所となる場合があります。

9 保育料を決定するための書類

転入時期により、入所に提出を依頼する場合があります。

令和9年1月1日現在尾張旭市に住民登録が…

↓ ある

↓ ない

令和8年1月1日現在尾張旭市に住民登録が…

令和8年1月1日現在尾張旭市に住民登録が…

↓ ある

↓ ない

↓ ある

↓ ない

タイプA

タイプB

タイプC

タイプD

【タイプ別分類表】

タイプ	提出書類
A	保育料を決定するための書類提出は必要ありません。
B	令和8年度の市町村民税課税証明書・市町村民税特別徴収税額通知書・市町村民税納税通知書のいずれか
C	令和9年度の市町村民税課税証明書・市町村民税特別徴収税額通知書・市町村民税納税通知書のいずれか※
D	B、Cの両方

※ タイプ「C」の書類は、令和9年6月以降に提出してください。

※ タイプ「B、D」に当てはまる方で、保育所等利用開始希望月が令和9年9月以降の場合、令和8年度市町村民税課税証明書の提出は不要です。

※ 収入額、所得額、控除額、税額（所得割額・均等割額）等が記載されている証明書を、1月1日時点で住所登録がある各自治体に確認の上取得し、提出してください。

10 保育の必要性及び必要量

保育の必要な事由、児童の年齢などにより、市が客観的に審査し、保育の必要性を認定します。

保育の必要性がある「2号認定」又は「3号認定」と認定されるのは、保護者のいずれの方もP2「2(3) 保育の必要な事由」に該当する場合です。

【認定区分と保育必要量】

認定区分	利用時間区分（保育の必要量）	備考
2号認定 （満3歳以上・保育認定）	▽保育短時間 1日上限8時間 （午前8時から午後4時まで）	▽ 実際の利用時間は、各保育施設の開所時間内で保育の必要量の区分や保護者の就労状況を考慮して決定します。
3号認定 （満3歳未満・保育認定）	▽保育標準時間 1日上限11時間 （午前7時30分から午後6時30分まで）	▽ 開所時間内で保育必要量を超過して利用するときは延長保育の利用となりますので、延長保育料が別途必要となります。（P9「13 延長保育」参照）

11 利用調整

(1) 利用調整の概要

- ▽ 定員を超える入所希望がある場合は、利用調整を行います。調整に当たってはP13「18 尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」を用いて利用者を決定します。
- ▽ 利用調整基準が同指数の場合、抽選番号によって抽選をします。一斉申込みの場合、抽選番号は保育所入所申込書にご記入いただいた番号をもとに、公開抽選により決定します。

＜一斉申込みの抽選番号について＞

抽選番号は、入所申込書に保護者の方が記入した「仮抽選番号」と、公開抽選で選ばれた優先番号をもとに決定します。公開抽選は、令和8年11月6日（金）午前10時から、尾張旭市役所南庁舎3階講堂1で行います。（抽選会場は保護者の方も入場できますが、入室人数を制限させていただく場合があります。）市役所職員が1から50までの番号を入れた抽選箱からくじ引きを合計2回行い、引いたくじの番号が優先番号になります。

(例 公開抽選により、優先番号が「5」に決定した場合)

仮抽選番号	5	6	7	8	9	...	50	1	2	3	4
抽選番号	1	2	3	4	5	...	46	47	48	49	50

優先順位 高 ←————→ 低

- ▽ 随時申込の場合、随時調整時に抽選番号を決定します。

(2) 利用調整に関する注意

- ▽ 申込締切日（一斉申込みは令和8年10月23日（金））までにご提出いただいた資料に基づき利用調整を行います。申込締切日以降に提出していただいた場合は、次回の利用調整に反映します。
- ▽ 一斉申込みについて、利用調整の状況に関する問い合わせには一切お答えしませんので、調整の結果は決定通知でご確認ください。

12 保育料及び給食費

3～5歳児クラスの児童は幼児教育・保育無償化に伴い、保育料は0円となります。

ただし、給食費（主食費・副食費）・行事費等については別途徴収します。金額については、利用施設によって異なります。

(1) 保育料の決定 (P 1 4 参照)

- ▽ 保育料は、扶養義務者のうち、父母及び生計主宰者である祖父母等の市町村民税額（４～８月は令和８年度の市町村民税額、９月以降は令和９年度の市町村民税額）の合計により、保育料の階層を決定し、年齢児及び保育必要量に応じて４月と９月に保育料を決定します。
- ※ 父母の合算した年間収入が１８０万円以下または障がい者・ひとり親家庭の方で年間収入が１３０万円以下の場合で、祖父母等と同居しており、祖父母等に一定の収入がある場合は、同居している祖父母を家計の主宰者とみなし、保育料を算定します。
- ▽ 保育料の額は、令和９年４月上旬に保育料決定通知書にてお知らせします。ただし、７月以降に入所予定の方は入所承諾通知書とともに通知します。また、保育料を算定するための税関係書類の提出が必要な方で、提出がない場合は最高額の保育料で決定します。

(2) 保育料の軽減

▽ 年収約360万円未満相当の世帯

- ① 保育料を支払う保護者と生計を一にする入園児のきょうだい等がいる場合、きょうだい等の年齢に関わらず人数に応じて第2子半額、第3子以降0円とします。
- ② ひとり親世帯等は、第2子以降を0円とします。

年収約360万円未満相当の世帯の要件	
ひとり親世帯等（＊）	ひとり親世帯等以外
市町村民税所得割額77,101円未満 （C1階層～D4階層）	市町村民税所得割額57,700円未満 （C1階層～D1階層）

＊ ひとり親世帯等は「母子・父子世帯」、「在宅障がい児（者）世帯」をいいます。

※ 同一世帯以外に保育料を支払う保護者と生計を一にする場合で多子軽減を受ける場合は市役所保育課へお知らせください。

▽ 年収約360万円未満相当以外の世帯

同一世帯のうち小学校就学前のきょうだい等が保育所等に同時入所している場合、第2子半額、第3子以降0円とします。

▽ 18歳未満のきょうだい等が2人以上いる世帯

同一世帯で18歳未満のきょうだい等を2人以上（3歳未満児を1人以上含む場合に限る。）監護し生計を一にする場合でその出生の最も早い者から順次に数えて2人目以降の3歳未満児が保育所等を利用している場合、下記の表のとおりです。

階層区分	保育料
市町村民税所得割97,000円未満（C1階層～D7階層）	0円
市町村民税所得割97,000円以上301,000円未満（D8階層～D14階層）	半額

(3) 給食費（3歳～5歳児クラスのみ）

＜公立園＞月額5,700円（主食費800円、副食費4,900円）

- ※ 私立保育所に関しては施設にお問い合わせください。
- ※ 令和8年度の月額であり、今後変更となる場合があります。

(4) 副食費（おかず代等）の免除（3歳～5歳児クラスのみ）

下記に該当する方は副食費が免除されます。

▽ 年収約360万円未満相当の世帯

年収約360万円未満相当の世帯の要件	
ひとり親世帯等（＊）	ひとり親世帯等以外
市町村民税所得割額77,101円未満 （C1階層～D4階層）	市町村民税所得割額57,700円未満 （C1階層～D1階層）

＊ ひとり親世帯等は「母子・父子世帯」及び「在宅障がい児（者）世帯」をいいます。

▽ 年収約360万円未満相当以外の世帯

同一世帯のうち小学校就学前のきょうだい等が保育所等に同時入所している場合の第3子以降の子

(5) 納付方法

▽ 保育料の納付方法（0歳～2歳児クラス）

施設	納 付 方 法
保育所	口座振替又は納付書にて、直接本市に納付していただきます。
小規模保育事業所	直接施設へ納付していただきます。納付方法は各施設にご確認ください。

▽ 給食費の納付方法（3～5歳児クラス）

施設	納 付 方 法
公立保育所	口座振替又は納付書にて、直接本市に納付していただきます。
公設民営保育所 私立保育所	直接施設へ納付していただきます。納付方法は各施設にご確認ください。

(6) その他

- ▽ 保育料及び給食費は月額制です。欠席されても決定した金額を納めていただきます。
- ▽ 生計主宰者の失業（自己都合は除く）、事業の倒産、長期病気療養や災害などにより、支払いが困難になった時は、一定の基準を満たすと保育料等が減免される場合がありますので、市役所保育課へご相談ください。
- ▽ 保育料等を滞納している場合は、法律に基づいて滞納処分をする場合があります。
- ▽ 保育料等とは別に保護者会費や帽子などの用品費や教育充実費等が必要な場合があります。

13 延長保育

- ▽ 開所時間内で保育必要量（P6「10」参照）を超えて利用するときは延長保育料が発生します。
- ▽ 公立保育所の延長保育料は下記のとおりです。私立保育所・小規模保育事業所については各施設にお問い合わせください。

	保育時間	延長保育料（月額）
朝	午前7時～午前7時30分	1,000円
夕	午後6時30分～午後7時	1,000円

- ※ 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料になります。
- ※ 朝夕どちらも利用される場合は、月額延長保育料が2,000円になります。
- ※ 延長保育の利用申請及び利用解除は、前月までに手続きが必要です。

14 休日保育

- ▽ 保育所てんとう虫では、日曜日・祝日に休日保育を実施しています。
- ▽ 休日において、通常保育と同じ事由により保育の必要性があると認められる児童が対象になります。
- ▽ 利用手続きについては、市役所保育課までお問い合わせください。

休日保育料	
年齢区分	一日あたり
3歳未満児	2,100円
3 歳 児	1,000円
4歳以上児	840円

- ※ 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料になります。
- ※ 兄弟姉妹が同時に休日保育を利用する場合、2人目以降は半額になります。

15 入所後の留意事項

(1) 変更の届出

保育の必要な事由や保育所を利用する時間が変更となる場合は、前月までに市役所保育課又は各保育所への届出が必要です。書類が提出された翌月から支給認定内容及び保育料等を変更します。必要な書類は、変更内容や入園先によって異なりますので、市役所保育課又は各保育所にお問い合わせください。

- ※ 児童の世帯員に増減があった場合は、すみやかに状況変更届を提出してください。
- ※ 保育料の変更等の遡及適用はできません。

(2) 転園の申請

入所月の初日から届け出ることができます（郵送不可）。利用申し込みに必要な書類を必ず添付し、申請してください。届出の翌月以降に利用調整を行い、希望先の保育所等に空きがある場合のみ保育課より連絡します。

新年度からの転園希望の場合は、一斉申込みと同じ時期に申請してください。

転園申請を取り下げる場合は保育課への届出が必要です。ただし、転園が内定した時点で入所している保育所等には別の児童の利用調整をするため、取り下げることはできなくなります。

(3) 現況調査

入所後も、保育の必要な事由を満たしているか確認するために、保護者の就労状況等の調査を行います。新入所児について、入所申込時と状況が異なる場合は退所となる場合があります。また、前年度以前から入所されている場合でも、保育の必要な事由に該当しないと認められた場合は退所となります。

保育所によっては、保育体制を整えるためにシフト表等の就労時間が確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

また、土曜日に保育園を利用する場合は就労証明書等で、土曜日に家庭で保育ができないことの証明が必要となります。

(4) 育児休業を取得する場合の取扱い

▽ 現在、3歳未満児で待機児童が発生しているため、下記のとおり取扱います。

▽ 対象は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の育児休業に関する法律に規定する育児休業に限ります。

区分	現在保育所等を利用している児童	新規利用児童
3歳以上児	「保護者の育児休業取得に伴う児童の保育所入所継続申請書」に雇用者より育児休業を取得する証明を受けて、保育所または保育課へ提出した場合、継続利用が可能です。	▽ 一定の条件を満たす場合、4月1日からの保育所等の利用が可能です。 ▽ P2「3(1) 一斉申込み期間」に申込みを受け付けます。その後はP3「4(1) 年度途中から保育の利用開始を希望する場合」のとおりです。
2歳児		▽ 育児休業復帰の日からの保育所等の利用が可能です。 ▽ P2「3(1) 一斉申込み期間」に申込みを受け付けます。その後はP3「4(2) 令和7年度中に育児休業が明けの方で3歳未満児の保育の利用開始を希望する場合」のとおりです。
0、1歳児	出産日の2か月後の末日、または保護者の育児休業取得に伴う認定変更（育休認定の開始日）をもって退所となります。退所日の前月までに「保育所退園届」を利用施設に提出してください。 ただし、出産の事由に該当する場合は、出産予定日の2か月後の末日までの継続利用となります。	

※ 区分はP1「クラス年齢早見表」による。

16 退所について

▽ 保育の必要な事由を満たさなくなり、家庭での保育が可能になった場合や市外に転出された場合は、支給認定は取り消され退所となりますので、利用中の施設若しくは市役所保育課まで退園届を提出し、支給認定証を返還してください。

▽ 退所日は原則月末です。退園届は、退所する日の10日前までに提出してください。ただし、転出等で月途中で退所をする場合は、前月末までに提出してください。退園届は市役所保育課及び各保育所にあります。

▽ 保育実施期間内であっても、長期欠席する時、虚偽の申請を行った時、求められた書類の提出をしない時または施設の管理上支障がある時等には、退所となる場合があります。

Q. 就労証明書は保護者が書くことはできますか。

A. できません。内閣府の就労証明書を使用し必ず勤務先に記入してもらってください。証明書の内容を勤務先に無断で作成した、改変を行ったときは刑法上の罪に問われる場合があります。(有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪など)

ただし、保護者自身が経営者の場合は、ご自身で書くことができます。

Q. 申込書提出後に希望園の順位を変えることはできますか。

A. できます。ただし、申込締切後に変更された場合は、入所決定した場合を除き次回の利用調整から反映されます。なお、希望園及び希望順位は電話でも変更できます。

Q. 子どもの1歳の誕生日から西部保育園に入所することはできますか。

A. できません。西部保育園は、P 1「クラス年齢早見表」の1歳児クラス以上に該当するお子さまから受け入れています。中部保育園、本地ヶ原保育園、川南保育園、西山保育園、あたご保育園、柏井保育園、稲葉保育園も同様です。

Q. 入所希望日は月の初日以外の日付でもいいですか。

A. 基本的に入所希望日は月の初日としてください。ただし、育児休業明け、市外から転入の方は初日以外でも構いません。

Q. 随時での入所申込後は、最短でいつから入所ができますか。

A. 最短で申込み月の3ヶ月後の初日からの入所案内となります。入所希望時期に余裕をもって申込みされることをおすすめします。ただし、空き状況により最短でのご案内ができないこともありますのでご了承ください。

Q. 4月からの入所が決まりましたが、育児休業を延長して10月からの入所に変更したいです。給付金の延長手続きのための入所保留通知書はもらえますか。また、入所日変更するにはどのような手続きをすればいいですか。

A. 入所が決定した方には入所保留通知書を発行できません。その場合は、給付金なしで育児休業を延長していただくことになります。ただし、入所を辞退した場合は、入所保留通知書を発行することができます。

また、入所日の変更には就労証明書の提出が必要です。変更できる期間が決まっておりますので必ず事前に保育課にお問い合わせください。(※ ただし入所決定園に関わらず、4～6月小規模保育事業所入所希望者として指数加算している場合(P 13「尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」参照)は変更不可。)

Q. 申込時点では子どもが1歳になる日まで育休を取得していましたが、その後に1歳半まで育休を延長した場合、育休明け利用の1歳半の加点はされますか。

A. 申込時に提出していただいた就労証明書とは別に、新たに育休を延長したことが分かるような就労証明書の提出をしていただくことによって、加点いたします。育休延長後に就労証明書の提出が無く、育休の延長をしたことが確認できない場合は加点することはできません。

なお、申込締切後に提出された場合は、次回の利用調整から反映されます。

Q. 求職活動で申し込みましたが、就労先が決まったので、就労の点数に変更して利用調整してもらえますか。

A. 就労証明書等の提出により点数を変更することができます。利用調整については、申込締切日までに変更した場合は変更後の点数で利用調整されますが、締切後に変更された場合は次回の利用調整から反映されます。

Q. 保育園の利用時間は保護者が決めてもいいですか。

A. 保育時間は保護者の就労時間と通勤時間で決めます。それ以外の利用時間は認められません。

Q. 入所申込後に申込内容や就労状況が変わりました。入所は取り消しになりますか。

A. 状況等の変更により利用調整基準指数が変更した場合、入所内定中・入所後であっても内定取り消しや退所となる場合があります。ただし、指数の変更がなくても、育休明けでの利用申込みの場合、加点や優先度をつけて調整しているため、育児休業を取得した職場に復帰せずに転職した場合は入所承諾を取り消します。変更が生じた場合はすみやかに保育課へご連絡ください。

また、やむをえない事情がある場合を除き、申込した認定事由・就労状況等が入所後3か月以上継続していることが必要です。

**Q. 申込日から入所希望日までの間に転職することが決まっています。申込時点での就労先か、入所希望日まで
に転職する予定の就労先か、どちらの就労証明書を用意すればよいですか。また、その場合は利用調整基準
の指数はどのように決まりますか。**

A. 入所希望日時点での就労先の就労証明書を提出いただく必要があるため、転職先の就労証明書ををご用意ください。そのため、利用調整基準の指数は入所希望日時点での就労状況で判断いたします。

ただし、申込時点での就労先の就労証明書等の提出によって、就労実績（直近3か月分のうちの1か月分以上）の確認ができる場合、減点の指数を適用せずに調整することができます。そのため、申込時点での就労先の就労証明書もをご用意していただくことをおすすめしています。

Q. 育休復帰前にならし保育をしたいのですが、申込書の入所を希望する期間はどのように書けばよいですか。

A. ならし保育の開始希望日を書いてください。ならし保育期間の詳細については、P4「7 ならし保育について」をご覧ください。

Q. 窓口に行かないと書類はもらえませんか。自宅に郵送してもらうことはできますか。

A. 市ホームページにも必要書類一式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用いただけます。書類の郵送は原則行っておりません。

Q. 保育園の見学はできますか。また、見学をしないと希望園に書くことができませんか。

A. できます。事前に各施設に連絡し、必ず予約をしてください。予約のない場合、見学をお断りする場合があります。

また、見学をしていなくても希望園に書くことはできます。ただし、入所後に保育園の方針と合わなかった、園の雰囲気か思っていたのと違ったなどの相違が起きないために、できるだけ保育園の見学をされることをおすすめしています。

Q. 認可保育園と幼稚園・認可外保育園を同時に申し込むことはできますか。

A. できます。認可保育園は保育課へ、その他の施設は直接各施設にお申し込みください。その後、幼稚園等に入所することが決まった場合は、速やかに保育課へご連絡ください。認可保育園の申請取下げ届の提出をしていただきます。

Q. 子どもにアレルギーがあるのですが、保育園ではアレルギー対応の給食を提供していますか。

A. 施設によって対応の方法が異なります（P15参照）。詳しくは各施設にお問い合わせください。

Q. 書き間違えてしまった場合は、修正テープや修正ペンで修正していいですか。書くのは鉛筆でもいいですか。

A. 修正テープ等は使用せず、二重線を引いて修正してください。また、鉛筆や消せるボールペンでの書類の記入はお控えください。

Q. 保育園の申し込みで提出した就労証明書を児童クラブの申し込みで利用したいため、一度返却してもらうことは可能ですか。

A. 保育課に提出された書類は、原則返却することはできません。就労証明書等を別で利用する予定がある場合（児童クラブの申し込み等）は、必ず保育課への提出前に写しをとってください。

尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

教育・保育施設及び地域型保育事業利用希望者は、次の順位により利用調整します。

- 1 保護者の状況が、下記基準において調整後の合計指数の高い児童
2 合計指数が同じ場合は、次の順位により利用調整します。
3 順位表が同じ場合は、抽選による

《利用調整基準指数》

区 分	保 護 者 の 状 況		利用調整基準指数	
			父	母
外 動		月14.0時間以上	8	8
		月12.0時間以上14.0時間未満	7	7
		月8.0時間以上12.0時間未満	6	6
		月6.4時間以上8.0時間未満	5	5
就 労	経 営 者	月14.0時間以上	8	8
		月12.0時間以上14.0時間未満	7	7
		月8.0時間以上12.0時間未満	6	6
		月6.4時間以上8.0時間未満	5	5
	自 営 業	月14.0時間以上	7	7
		月12.0時間以上14.0時間未満	6	6
		月8.0時間以上12.0時間未満	5	5
		月6.4時間以上8.0時間未満	4	4
内 職	月16.0時間以上	6	6	
	月8.0時間以上16.0時間未満	5	5	
	月6.4時間以上8.0時間未満	4	4	
病 気 等	出 産	出産（前後各8週間）	—	8
	入 院	精神性、伝染性、心臓、ガン等の疾患（入院）	10	10
		上記以外の疾病の入院、一般療養（退院後）	8	8
	通 院	精神性の疾患	8	8
		16日以上／月	7	7
	知的障害者 身体障害者	10日以上／月及び病氣等による自宅療養	5	5
		身体障害者手帳1～2級所持者 療育手帳（A判定）所持者	8	8
		身体障害者手帳3～4級所持者 療育手帳（B判定）所持者	6	6
		身体障害者手帳5～6級所持者 療育手帳（C判定）所持者	4	4
	自宅外介護等	月18.0時間以上	8	8
		月9.6時間以上18.0時間未満	7	7
月6.4時間以上9.6時間未満		5	5	
病 人 介 護	※ 診断書に記載がある場合に限ります。			
		寝たきり者を常時介護している場合	8	8
		心身障害児（者）の介護、通院、通学等に当たっている場合	8	8
		月8.0時間以上	6	6
災 害 復 旧	月6.4時間以上8.0時間未満	5	5	
	家庭の災害	9	9	
	起業の準備等を含む	1	1	
	月6.4時間以上	4	4	
学 校	父親又は母親がいない（死亡、離婚、行方不明等）	10	10	
	上記に掲げるもののほか、児童福祉の観点や子どもの発達支援のために、市長が特に保育の必要性があると判断した場合	別途判断		

《優先利用》

区 分		項目点
1	ひとり親世帯	5
2	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	5
3	保護者のいずれかが、尾張旭市の認可保育所で保育士として従事する場合	1
4	虐待やDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	別途判断
5	子どもに障害があり、子どもの発達支援のために市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	別途判断
6	入所申込年度の前年度末までに閉園する施設の在園児童（卒園児童をのぞく）	30
7	特定教育・保育施設、地域型保育事業等を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所し、育児休業明けに当該施設利用を再度希望する保護者 現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、入所希望日までの間に当該児童の年齢が1歳6ヶ月以上になる保護者	5 1
8	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 兄弟と同一の保育所等の利用を希望したいが0歳児クラスがないため別の保育所を希望する場合	1. 5 1. 5
9	※ 《指数加算》の対象児童とその兄弟においては同一保育所の希望でなくとも可 申込時に認可外保育施設等に有償で児童を預けている場合（在園証明書必要）※1	1
10	認可小規模保育事業所の卒園児童（「あさひちいさないえほいくえん」をのぞく）	5
《指数加算》		
第一希望に認可小規模保育事業所を希望する児童 ※4月から6月までに入所する児童に限る		1
《指数調整》		
就労実績（※2）	申込時に就労実績（直近3か月分のうち3か月分）が就労証明等で確認できない者（就労予定者をふくむ）	－1
	65歳未満で未就労の祖父母との同居	－3
祖父母同居（※3）	65歳未満で就労の祖父母との同居	－2
申込時に保育料を滞納している世帯（※4）		－3
優先利用・指数加算・指数調整 合計		②

※1 育児休業中・就労予定・求職中の方を除く。

※2 《優先利用》中の1から7までのいずれかに該当する場合は、指数調整を適用しないものとする。

当該指数調整を解除する場合には、就労実績の記載がある就労証明等で再度確認が必要がある。

※3 同居の親族の健康状態や就労状況等によっては、指数調整を適用しないものとする。

《優先利用》中の1から6までのいずれかに該当する場合は、指数調整を適用しないものとする。

※4 やむを得ない事由による場合は項目点を「0～3」の間で調整することがある。

《合計が同一指数の場合の順位表》 ※下記によっても決まらない場合は抽選とする。

1	ひとり親世帯（祖父母同居なし）
2	ひとり親世帯（祖父母同居あり）
3	生活保護世帯
4	連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児童
5	育児明け
6	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
7	申込時に認可外保育施設等に児童を預けており、保育所等へ入所できない場合同様の状態が見込まれる者
8	多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる場合）
9	尾張旭市の認可保育所で保育士として勤務している又は勤務予定の保護者の子どもが保育所等の利用を希望する場合
10	利用調整基準指数が高い場合
11	保護者の状況が「災害復旧」→「病気等」→「就労」→「出産」→「病人介護」の順で調整
12	当該施設の希望順位が高い場合

総合計 ①+②

令和9年度3号認定子どもに係る保育料表

3号認定子どもに係る保育料については下記の表のとおりです。
保育料の決定は、市町村民税額（4月から8月までは前年度分、9月以降は当年度分）に基づき行っています。

階層 区分	各月初日の教育・保育給付認定保護者等の属する世帯の階層区分 定義	月額 3号	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料等の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	0円	0円
C1	市町村民税非課税世帯 里親委託された児童のいる世帯（里親委託された児童に係る額のみ） 市町村民税均等割額のみ	2,250円 8,000円	2,200円 7,800円
C2	市町村民税所得割額 10,000円未満	4,000円	3,900円
C3	市町村民税所得割額 48,600円未満	9,000円 4,500円	8,800円 4,400円
D1	市町村民税所得割額 57,700円未満	10,500円 6,250円	10,300円 6,100円
D2	市町村民税所得割額 60,000円未満	12,500円	12,200円
D3	市町村民税所得割額 67,000円未満	7,000円	6,850円
D4	市町村民税所得割額 77,101円未満	14,000円 8,250円	13,700円 8,100円
D5	市町村民税所得割額81,000円未満	16,500円	16,200円
D6	市町村民税所得割額89,000円未満	16,500円	16,200円
D7	市町村民税所得割額97,000円未満	22,000円	21,600円
D8	市町村民税所得割額125,000円未満	27,000円	26,500円
D9	市町村民税所得割額143,000円未満	31,500円	30,900円
D10	市町村民税所得割額161,000円未満	36,500円	35,800円
D11	市町村民税所得割額169,000円未満	41,000円	40,300円
D12	市町村民税所得割額220,000円未満	44,500円	43,700円
D13	市町村民税所得割額250,000円未満	49,000円	48,100円
D14	市町村民税所得割額301,000円未満	51,500円	50,600円
D15	市町村民税所得割額397,000円未満	52,500円	51,600円
D16	市町村民税所得割額397,000円以上	54,000円 55,500円	53,000円 54,500円



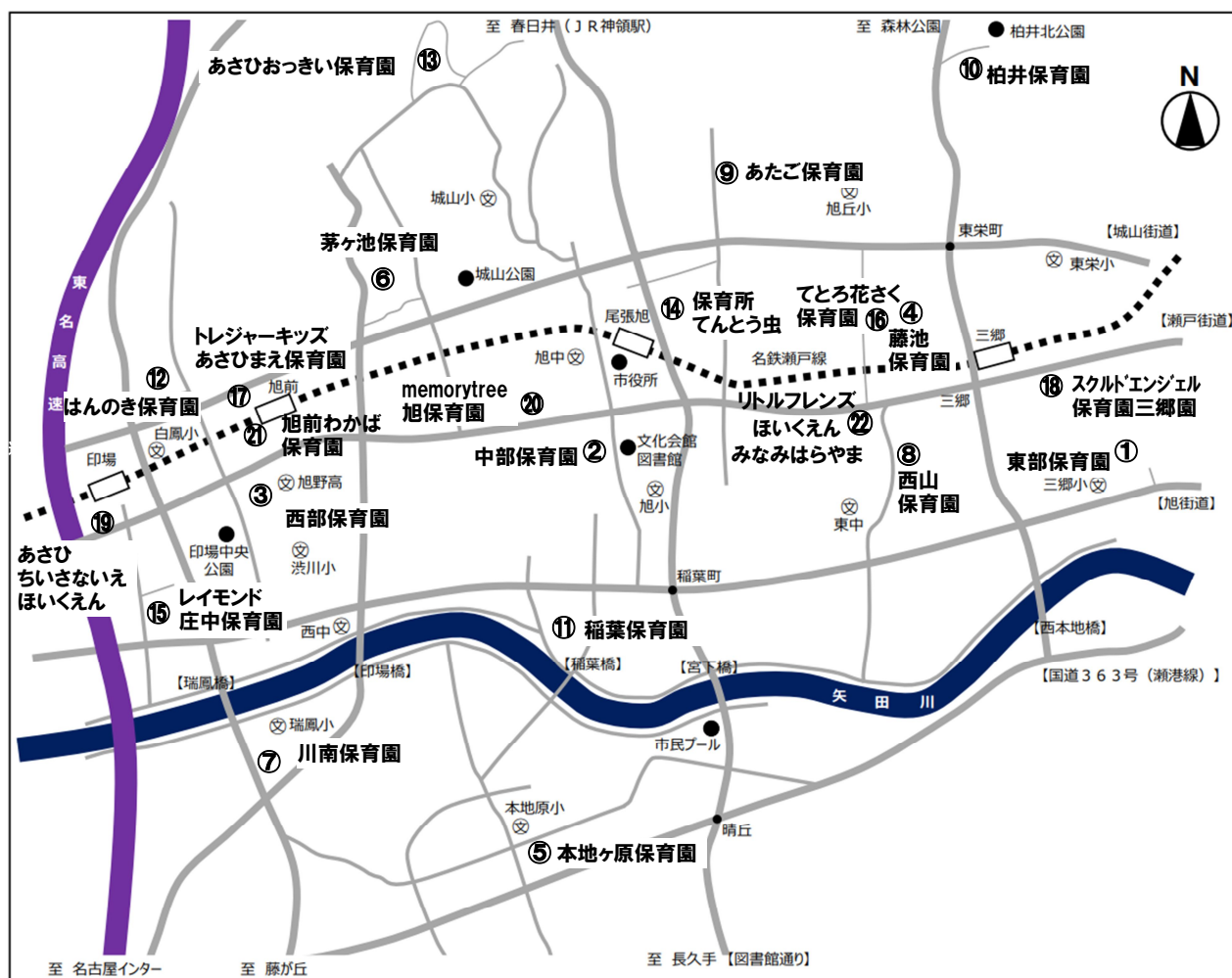
小規模保育事業所等の保育料は利用する事業所へ納付となります。

尾張旭市役所子ども子育て部保育課庶務係 電話0561-76-814

19 令和9年度3号認定子どもに係る保育料表（参考）

- この表の「3号」とは、入所児童が入所した日の属する年度の初日における教育・保育給付認定区分をいいます。
- 階層区分の認定は、C1階層については3号認定子どもの保護者又は生計主宰者の祖父母等の市町村民税の均等割の額の合計額とし、C2階層からD16階層については市町村民税の所得割の額の合計額とします。所得割の額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除や外国税額控除などは、適用しないものとします。
- この表の「ひとり親世帯等」は下記に該当する場合をいいます。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に2号認定子ども又は3号認定子どもを扶養しているものの世帯
 - 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者の属する世帯
 - 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児
 - 国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困難していると認める者の属する世帯
- この表の「里親」とは、児童福祉法第6条の4に規定する里親をいいます。
- この表において「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいいます。
- C1階層からD1階層まで（ひとり親世帯等はD4階層まで）で保護者と生計を一にするきょうだい等がいる場合の保育料については、きょうだい等の年齢にかかわらず下記のとおりです。
 - 最年長のきょうだい等から順に2人目半額、3人目以降0円とします。
 - ひとり親世帯等は、最年長のきょうだい等から順に2人目以降0円とします。
- D2階層（ひとり親世帯等はD5階層）からD16階層までで同一世帯のうち小学校就学前のきょうだい等が特定教育・保育施設等を同時に利用している最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降0円とします。
- 3歳未満児クラスを利用している世帯のうち同一世帯で18歳未満のきょうだい等を2人以上（3歳未満児を1人以上含む場合に限る。）監護し生計を同じにしている場合でその出生の最も早い者から順次に数えて2人目以降の3歳未満児が保育所等を利用している場合、下記の額又は前項の額のいずれか低い額とします。
 - C1階層（ひとり親世帯等はD5階層）からD7階層までは0円とします。
 - D8階層からD14階層までは半額とします。

20 施設位置図・保育所等一覧（認可施設のみ）



(1) 保育所一覧

No.	施設名	公私	所在地	電話番号	開所時間	連携施設
		定員	3歳未満児受入れ	保育サービス	アレルギー対応	
1	とうぶ 東部保育園 (支援センター併設)	公設民営	狩宿新町一丁目 56	0561-53-2265	平日・土 7:30~19:00	
		108 名	生後 2 か月から	サポート保育	有：アレルギー食品基本不使用	
2	ちゅうぶ 中部保育園	公立	西大道町前田 3786	0561-53-2254	平日 7:30~19:00 土 7:30~14:00	
		123 名	1 歳児クラスから	サポート保育	有：除去食、デザート類は代替食	
3	せいぶ 西部保育園	公立	印場元町五丁目 14-10	0561-53-2676	平日・土 7:30~19:00	
		120 名	1 歳児クラスから	サポート保育	有：除去食、デザート類は代替食	
4	ふじいけ 藤池保育園 (支援センター併設)	公立	東栄町一丁目 9-1	0561-53-2860	平日 7:00~19:00 土 7:30~14:00	
		196 名	生後 10 か月から	サポート保育	有：除去食、デザート類は代替食	
5	ほんじがはら 本地ヶ原保育園	公立	北本地ヶ原町一丁目 21	0561-53-3359	平日 7:30~19:00 土 7:30~14:00	
		131 名	1 歳児クラスから		有：除去食、デザート類は代替食	
6	かやういけ 茅ヶ池保育園 (支援センター併設)	公設民営	城前町一丁目 7-5	0561-53-3989	平日・土 7:30~19:00	
		126 名	生後 2 か月から	サポート保育、一時保育	有：代替食、除去食	
7	かわみなみ 川南保育園 (支援センター併設)	公立	大塚町二丁目 4-1	052-771-9301	平日・土 7:30~19:00	
		120 名	1 歳児クラスから	サポート保育	有：除去食、デザート類は代替食	
8	にしやま 西山保育園	公立	井田町二丁目 175	0561-53-5788	平日 7:30~18:00 土 7:30~14:00	
		120 名	1 歳児クラスから	サポート保育、一時保育	有：除去食、デザート類は代替食	
9	あたご保育園	公立	新居町今池下 2910-1	0561-53-5758	平日 7:30~18:00 土 7:30~14:00	
		95 名	1 歳児クラスから	サポート保育、一時保育	有：除去食、デザート類は代替食	

No.	施設名	公私	所在地	電話番号	開所時間	連携施設
		定員	3歳未満児受入れ	保育サービス	アレルギー対応	
10	かしわい 柏井保育園	公立	柏井町弥栄 16	0561-54-3098	平日 7:30～18:00 土 7:30～14:00	
		121 名	1 歳児クラスから	サポート保育	有：除去食、デザート類は代替食	
11	いなば 稲葉保育園	公設民営	稲葉町一丁目 43	0561-54-0655	平日・土 7:30～19:00	
		60 名	1 歳児クラスから	サポート保育	有：除去食	
12	はんのき保育園 (支援センター併設)	公設民営	桜ヶ丘町二丁目 217	0561-55-7611	平日・土 7:30～19:00	西部保育園
		34 名	生後 2 か月から 2 歳児クラスまで	一時保育	有：アレルギー食品基本不使用	
13	あさひおっかい保育園	私立	平子町東 157-1	0561-54-2704	平日・土 7:00～19:00	
		60 名	生後 2 か月から		有：除去食、代替食	
14	ほいくしよ 保育所てんとう虫	私立	新居町明才切 23-1	0561-52-2164	平日・土 7:00～19:00	藤池保育園
		40 名	生後 2 か月から 2 歳児クラスまで	休日保育	有：除去食 ※状況により要相談	
15	レイモンドしょうなか 中保育園 (支援センター併設)	私立	庄中町一丁目 2-8	0561-76-0888	平日・土 7:30～19:00	
		140 名	生後 2 か月から	サポート保育、一時預かり	有：除去食	
16	てとろはな さく保育園	私立	北原山町鳴鳩 1794-2	0561-76-0145	平日・土 7:00～19:00	
		90 名	生後 6 か月から	サポート保育、一時預かり	有：除去食	
17	トレジャーキッズ あさひまえ保育園	私立	旭前町 2-5-3	0561-42-8218	平日 7:00～19:00 土 7:00～18:00	
		80 名	生後 6 か月から	未定	有：除去食	

【 小規模保育事業所一覧 】

No.	施設名	公私	所在地	電話番号	開所時間	連携施設
		定員	3歳未満児受入れ	保育サービス	アレルギー対応	
18	スクルドエンジェル 保育園三郷園	私立	三郷町中井田 202-1	0561-58-3636	平日・土 7:30～19:00	—
		16 名	生後 6 か月から 2 歳児クラスまで		有：対応方法については要相談	
19	あさひちいさいえ ほいくえん	私立	印場元町二丁目 10-7	0561-59-5115	平日・土 7:30～19:00	あさひおっ かい保育園
		12 名	生後 6 か月から 2 歳児クラスまで		有：除去食、代替食	
20	メモリーツリーあさひ memorytree 旭 保育園	私立	向町二丁目 6-1 サニーハイツ尾張旭 1F	0561-59-9341	平日・土 7:30～19:00	しらぎく幼 稚園（地図 記載なし）
		12 名	生後 6 か月から 2 歳児クラスまで		有：卵・除去食・代替食も実施	
21	あさひまえ 旭前わかば 保育園	私立	旭前町五丁目 7-8 アネックスビル 1F	0561-76-5171	平日・土 7:30～19:00	—
		19 名	生後 6 か月から 2 歳児クラスまで		有：除去食 ※状況により要相談	
22	リトルフレンズ みくえん みなみはらやま	私立	南原山町赤土 210-1 グレースミキビル 1 階	0561-76-6368	平日・土 7:30～19:00	てとろはな さく保育園 (1 枠のみ)
		18 名	生後 6 か月から 2 歳児クラスまで		有：除去食、代替食	
23	未定	令和 9 年 4 月開所予定 小規模保育事業所 2 園		未定		
24	未定			未定		
		公募実施中 (令和 8 年 10 月上旬頃決定予定)				

※ 対応している食品や除去の程度など、アレルギー対応の詳細については各施設に直接お問い合わせください。

※ 連携施設は 2 歳児クラスまでの保育所等の卒園後、3 歳児から継続して受け入れを行う施設です。

しらぎく幼稚園への連携について、3 歳児クラスの定員や開所時間等は施設に直接お問い合わせください。

てとろはなさく保育園への連携について、1 枠を超える連携入所希望者がいる場合は利用調整基準により調整を行います。

※ 保育所によって入所後の持ち物が異なる場合があります。詳しくは保育所のパンフレットやホームページなどをご確認ください。

※ 私立保育所の運営に関しては公立園と異なることがあります。

※ 今後、統廃合予定の園があります。該当園については P 17 「2.0(2) 保育所の統廃合について」をご覧ください。

※ 公設民営、私立の運営団体等は P 17 の表のとおりです。(今後変更となる可能性があります。)

21 利用申込みに関する注意事項

1	保育所利用児童については、小学校就学までの期間、入所承諾をしていますので、利用申込みをする必要はありません。ただし、ちいさいえほいくえんをのぞく小規模保育事業所利用児童については、新年度3歳児クラスから保育所を利用する場合、別途利用申込みが必要となります。
2	申込書、就労証明書等の書類の内容と入所時の事実が異なる場合（※）には、入所承諾を取り消します。 ※ 利用申込み後、保育の必要な事由や就労状況等が変更となり、当初利用調整時の「尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準指数」より下がる場合 ※ 育児休業明けで利用申込みした方が元の勤務先に復職せずに転職・退職をした場合（指数の変更がない場合も含む） ※ 就労予定の方（入所後、就労時間を増やす予定の方を含む）が、予定どおりの勤務先・就労時間で就労しなかった場合 ※ 申し込んだ勤務先・就労時間等が入所後3か月以上継続していない場合（例：入所後3か月以内に勤務形態の変更にともない月間就労時間が少なくなった。入所後3か月以内に転職・退職した 等）など
3	入所申込書の「①利用を希望する保育所」には必ず利用可能な施設を記入してください。ただし、記入していない園に関しては、空きがある場合でもご案内できないため、利用可能な施設はなるべく全てご記入ください。
4	就労状況について職場に確認させていただく場合があります。自営業で入所した場合は自営業の活動実績について出納帳などの帳簿等で、就労予定で入所した場合は就労の実績について事業者より賃金の支払いを受けている事実で確認します。その際、利用申込み時の証明書類等の内容と事実が異なる場合には、入所承諾を取り消します。
5	利用申込みの際、提出書類に不足や不備がある場合、受付をお断りさせていただく場合があります。
6	求職活動の事由で入所した場合、入所後3か月以内に就労証明書等を提出できないと退所となる場合があります。
7	実際の利用時間は、各保育施設の開所時間内で保育の必要量の区分や保護者の就労状況を考慮して決定します。また、土曜日に保育園を利用する場合は就労証明書等で、土曜日に家庭で保育ができないことの証明が必要となります。
8	申込締切日（一斉申込みは令和8年10月23日（金）（郵送の場合は必着））までにご提出いただいた資料に基づき利用調整します。申込締切日以降に提出していただいた場合は、次回の利用調整に反映します。
9	一斉申込みの方で、不備があった場合は書類の再提出を依頼しますので、令和8年10月30日（金）までに必要書類を提出してください。提出がない場合は申込みの受付を行いません。
10	保育料を算定するための税関係書類の提出が必要な方で、提出がない場合は該当年齢児の最高額の保育料で決定します。副食費の算定も同様です。
11	世帯の異動があった場合や税額に変更があった場合、市役所保育課が変更を知った翌月から、保育料及び給食費は変更となります。原則遡及適用は行いません。
12	保育料及び給食費は月額制です。欠席されても決定した金額を納めていただきます。
13	保育料及び給食費を滞納している場合は、法律に基づいて滞納処分させていただく場合があります。
14	0、1歳児クラスを利用して、育児休業を取得する場合は退所となります。（P10「15(4) 育児休業を取得する場合の取扱い」参照）
15	保育実施期間内であっても長期欠席する時、虚偽の申請を行った時、求められた書類の提出をしない時又は施設の管理上支障がある時等には、退所していただく場合があります。
16	入所申込書にはマイナンバーを記載してください。また、申込時にマイナンバーを確認するので、マイナンバーカードや個人番号記載の住民票など、確認できるものをご持参ください。

